



平成18年5月17日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター・エモト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 泉田 孝
(コード番号：7948)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 安藤 勇治
(TEL：011-863-7530)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第2期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業実施の見込みのない事業目的の整理を行うものであります。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款変更の見直しを行うものであります。
株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第15条（参考書類のインターネット開示）を新設するものであります。
取締役会の決議を機動的に行えるよう、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (3) 取締役及び監査役がその役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できるよう変更案第26条及び第33条を新設するものであります。なお、第26条の新設については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (4) 上記のほか、会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正及び移設、併せて字句等の見直しを行い全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木曜日）

(別添資料)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、エア・ウォーター・エモト株式会社と称する。</p> <p>英文では、AIR WATER EMO TO INC. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 土木建築請負<u>2. 住宅防湿工法による建築設計及び施工</u><u>3. 建築の設計及び工事監理</u><u>4. 管工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び消防施設工事の設計施工及び監理</u><u>5. 板金工事の設計施工</u><u>6. 塗装工事の設計施工</u>7. 建築用機械、資材の製造及び販売8. 電気器具の製造及び販売9. 不動産の販売及び賃貸10. 合成樹脂製品の製造及び販売<u>11. 食品製造機械及び設備の製造販売並びに施工</u>12. 冷凍及び空気調和機械及び設備の製造、販売並びに施工<u>13. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</u>14. ユニットバス、システムキッチン等の住宅用水回り設備機器の製造及び販売15. 住宅のリフォーム業16. 介護機器、介護用品の製造、販売及びレンタル17. 介護保険法に定める指定居宅サービス事業18. 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業19. 介護保険法に定める訪問看護事業20. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を北海道札幌市に置く。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 土木建築請負 (削 除)<u>2. 建築の設計及び工事監理</u><u>3. 管工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び消防施設工事の設計施工及び監理</u> (削 除) (削 除)4. 建築用機械、資材の製造及び販売5. 電気器具の製造及び販売6. 不動産の販売及び賃貸<u>7. 合成樹脂製品の製造及び販売</u> (削 除)8. 冷凍及び空気調和機械及び設備の製造、販売並びに施工 (削 除)9. ユニットバス、システムキッチン等の住宅用水回り設備機器の製造及び販売10. 住宅のリフォーム業11. 介護機器、介護用品の製造、販売及びレンタル12. 介護保険法に定める指定居宅サービス事業13. 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業14. 介護保険法に定める訪問看護事業15. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は187,000,000株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(新 設) (1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、1単元の株式に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式の名義書換等株式に関する事務を取り扱わせるために、名義書換代理人を置く。 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ当社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等、その他株式に関する手続き及びその手数料は取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(機 関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、187,000,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株式の名義書換等株式に関する事務を取り扱わせるために、株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿の作成、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、株主名簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前項の場合のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会 (招集時期) 第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。 前項の場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第16条 <u>株主総会の議事は、その結果の要領及びその結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印し、その原本を当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役は15名以内とする。 (取締役の選任) 第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議にあたっては、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会 (招集時期) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり)</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 前項の場合には、<u>株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (選任) 第18条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議にあたっては、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第19条 <u>取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(任 期) 第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役) 第20条 <u>取締役会の決議により、取締役のなかから取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(役付取締役) 第20条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(代表取締役) 第21条 <u>取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。</u> 取締役会は、その決議により取締役社長以外の役付取締役のなかから代表取締役を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役) 第21条 (現行どおり) 取締役会は、その決議により取締役社長以外の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第23条 <u>取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対して会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集手続) 第23条 <u>取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議) 第24条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって決する。</u> (新 設)</p>	<p>(削 除) (取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第25条 <u>取締役会の運営については、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬) 第26条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</u> (新 設)</p>	<p>(削 除) (取締役の責任免除) 第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u> (監査役の選任) 第28条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> (選 任) 第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>監査役の選任決議にあたっては、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上置く。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第31条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会の運営については、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>監査役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第31条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をなすことができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(除斥期間) 第38条 利益配当金及び中間配当による分配金が支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(自己株式の取得) 第36条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(除斥期間) 第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>